

備前市英語検定試験検定料補助金交付要綱

令和 7 年 3 月 2 8 日

備 教 際 第 35 号

(趣旨)

第 1 条 この要綱は、備前市立小学校または備前市立中学校（以下「備前市立小中学校」という。）に在籍する児童生徒の英語力及び学習意欲の向上を目的として、公益財団法人日本英語検定協会が実施する実用英語技能検定（以下「英検」という。）に係る検定料を予算の範囲内において、この要綱の定めるところにより補助金を交付することについて、必要な事項を定めるものとする。

(補助対象者)

第 2 条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、備前市立小中学校に在籍し、英検を受検した児童生徒（以下「受検者」という。）の保護者とする。

(補助金の額等)

第 3 条 補助金の額は、受検者が受検する各級の検定料とする。

2 補助金の交付回数は、受検者 1 人につき同年度内の各級で 1 回とする。

(交付申請)

第 4 条 補助金の交付を受けようとする者は、英検を受検した試験実施日の翌月末日までに備前市英語検定試験検定料補助金交付申請書（様式第 1 号）に検定料を支払ったことが分かる書類を添付して、教育長に提出しなければならない。

(交付決定等)

第 5 条 教育長は、前条に規定する申請書を受理したときは、その内容を審査の上、補助金の交付の可否を決定し、備前市英語検定試験検定料補助金決定通知（様式第 2 号）により、申請者に通知するものとする。

(補助金の請求及び支払い等)

第 6 条 交付決定を受けた者（以下「交付対象者」という。）は、補助金の交付を受けようとするときは、英検を受検した年度の 3 月末日までに備前市英語検定試験検定料補助金交付請求書（様式第 3 号）を教育長に提出しなければならない。

2 教育長は、前項の請求書を受理したときは、補助金を交付するものとする。

(交付決定の取消し及び返還)

第 7 条 教育長は、交付対象者が偽りその他不当な手段により補助金の交付を受けたときは、当該交付決定を取り消し、その者に対してすでに交付した補助金の全額返還を命ずるものとする。

(補足)

第 8 条 この要綱の定めるもののほか、必要な事項は、教育長が別に定める。

附 則

この訓令は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。